

新技術等実証制度（プロジェクト型規制のサンドボックス制度）について

令和3年6月

内閣官房 成長戦略会議事務局

（規制のサンドボックス 政府一元的窓口）

“まずやってみる！”



- 目指す新事業・新技術と、規制との関係が問題となる場合
- 期間や参加者を限定し「実証」を行う
- 実証でデータを集め、それを基に規制改革に繋げる

 市場との対話・実証による政策形成

制度の必要性、背景

- 規制改革に必要なデータ等が証明されなければ、規制改革に踏み切ることができない、**規制当局**

規制当局

- ・ 新しい技術やビジネスモデルが、よくわからない。
- ・ 適用の前例がなく、担当レベルでは判断できない。
- ・ リスクの程度がわからない。
- ・ この計画は問題なさそうだが、認めると同様の事業を断れ
等々

- 規制の存在のために試行錯誤できず、規制改革に必要なデータを取得できない、**事業者**

事業者

- ・ どの規制が関係あるかわからない。
- ・ 規制に反しない方法がわからない。
- ・ 実証できないのでデータがとれない（提出できない）。
等々

- 現在の状況を打破し、新しい技術・ビジネスモデルを創出するためには早期の社会実証が不可欠。

規制のサンドボックス制度の意義

近年、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを活用した新たな事業が世界中で次々と生み出されている。

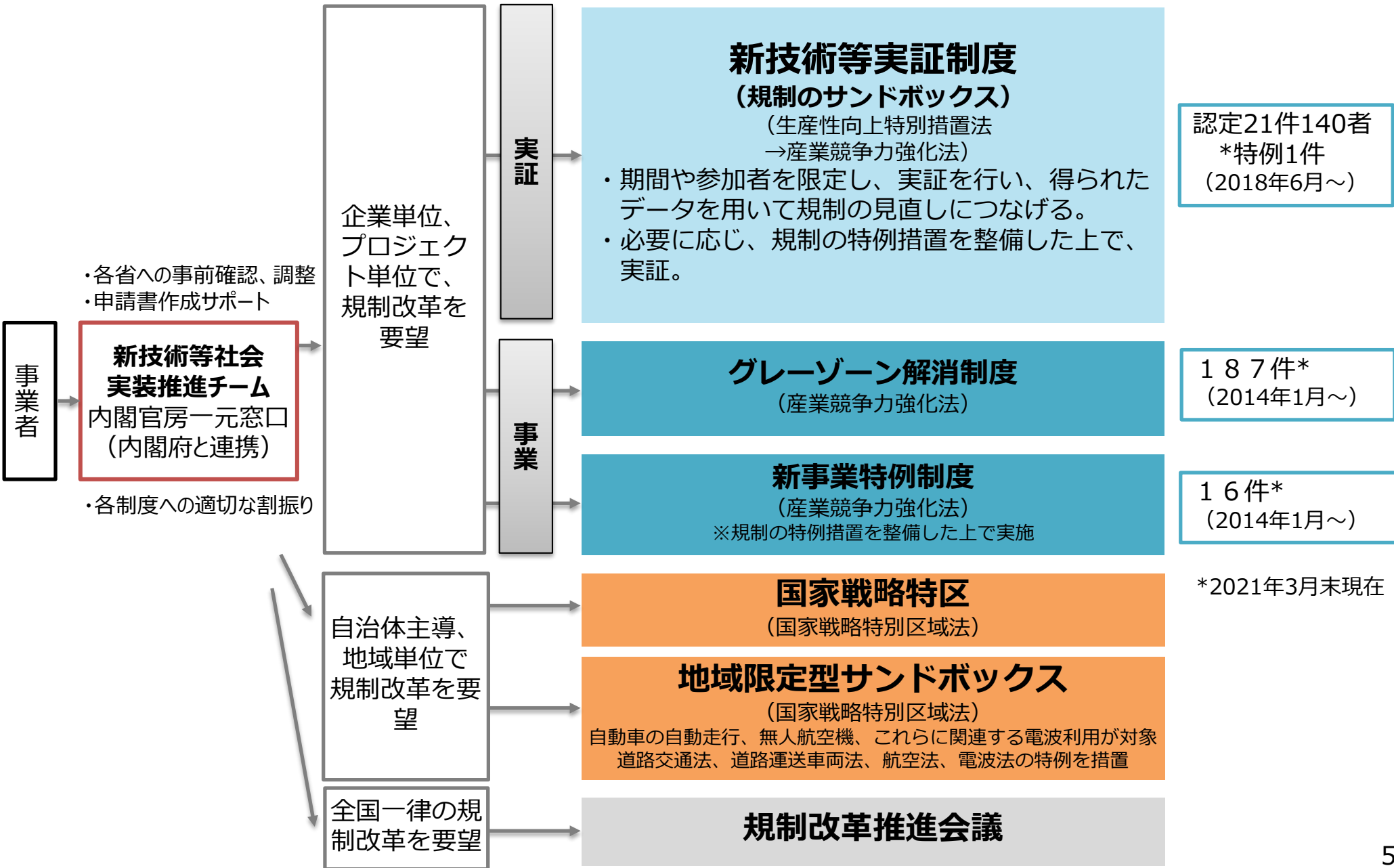
国際的な競争優位を確保しつつ持続的な経済成長を図っていくためには、こうした技術やビジネスモデルの実用化を早期に行い、革新的な商品・サービスを間断なく創出することで、生産性を飛躍的に向上させることが極めて重要である。

こうした新しい技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆる「規制のサンドボックス制度」）が創設された。

本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく、新しい技術等の実証を行うことができる環境を整えることで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革、円滑な事業化を推進するものである。

*2018年6月、生産性向上特別措置法に基づき制度が創設され、2021年6月、産業競争力強化法に同制度を規定し、恒久化した。

規制のサンドボックス制度の位置づけ、一元窓口



サンドボックス制度活用の流れ（簡略版）

- まずは、内閣官房の一元窓口に相談（リモートも可）。

実証計画の内容を（人数、金額、場所、内容等）を工夫し、まずは、既存の規制の適用を受けることなく実証を実施できる環境をつくる。

必要があれば、規制の特例措置を求めることも可能。

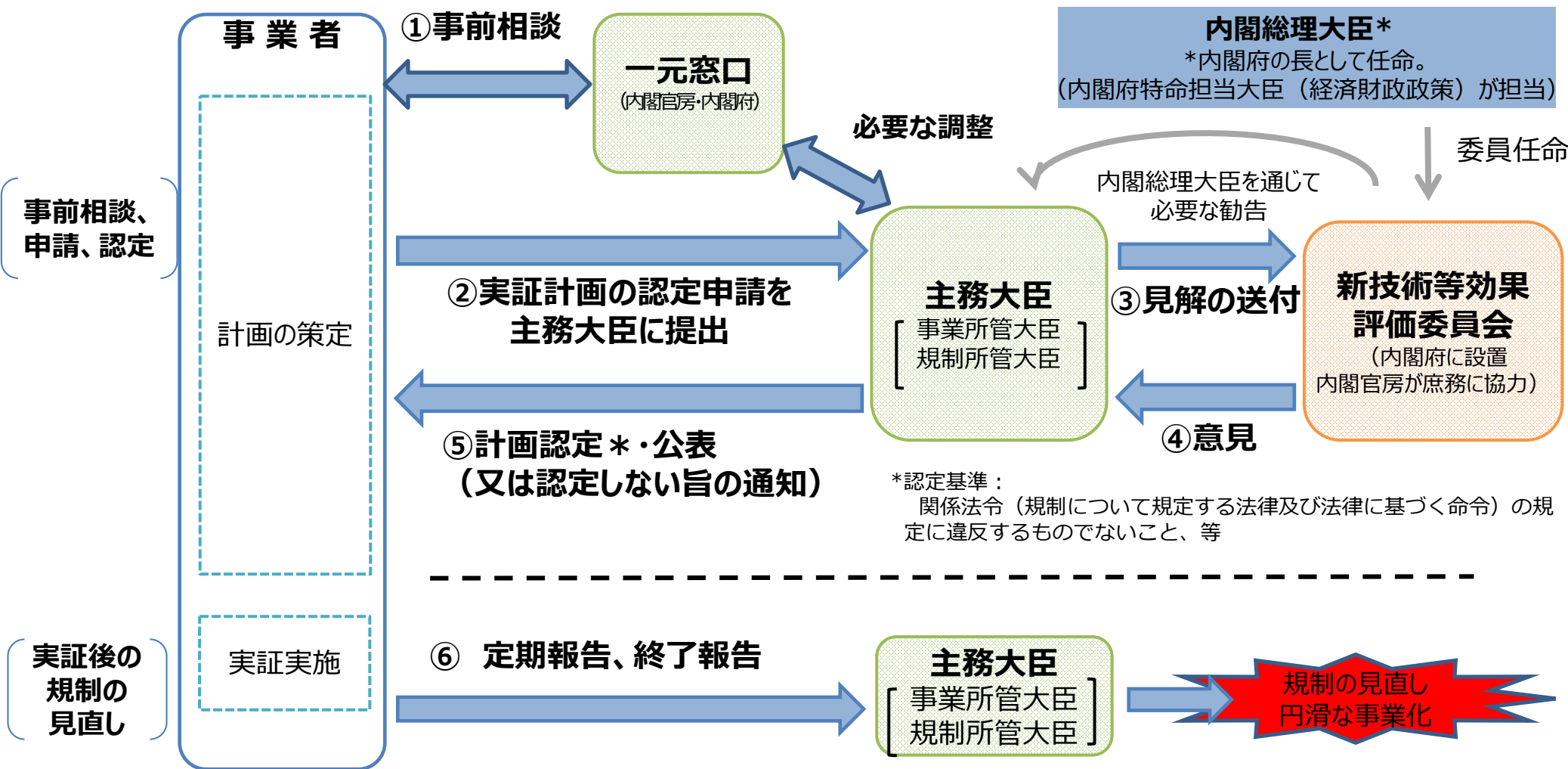
- 実証計画を主務大臣（規制所管省庁、事業所管省庁）へ申請。
内閣官房の一元窓口が、一貫してサポート。

- 主務大臣は、実証計画が、既存の規制法令に違反しない場合には認定。主務大臣の見解（認定の可否、しない場合の理由、等）は、内閣府に設置した新技術等効果評価委員会でも審議。

- 実証後、規制所管省庁は、検討結果に基づき、必要な規制の撤廃又は緩和のための法制上の措置その他の措置を講じる。

規制のサンドボックス制度の仕組み

基本方針（認定に関する基本的な事項、等）：内閣総理大臣（内閣官房）が案を作成、閣議決定



※新たな規制の特例措置を整備する場合には、計画申請前に主務大臣に対して要望（プロセスは計画認定と同様）。
新事業活動に係る規制の特例措置、計画の認定に関しても、主務大臣が必要と認めるときは、評価委員会の意見を聴くことができる。

申請書の記載事項

1. 新技術等実証の目標

2. 新技術等実証の内容

- (1)新技術等の内容、新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容
- (2)新技術等の実用化の可能性について行う実証の内容及びその実施方法
- (3)新技術等に関する規制についての分析の内容及びその実施方法

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

4. 参加者等の具体的な範囲及び同意の取得方法

5. 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法

6. 規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

7. 規制の特例措置の内容（適用を受けようとする場合）

8. その他新技術等実証の実施に関し必要な事項


成長戦略
ポータルサイト




[トップページ](#) > 規制のサンドボックス制度

規制のサンドボックス制度

お問い合わせ・案件のご相談

規制のサンドボックス制度に関するお問い合わせや案件のご相談は、[こちらのフォーム](#)よりお申込みください。 

海外企業の方は[日本貿易振興機構 \(JETRO\)](#) 経由でも相談を受け付けています。 

直接お電話にてお問い合わせされる場合は、内閣官房 成長戦略
会議事務局 新技術等社会実装推進チーム (03-3581-0769)
までご連絡ください。



○主務大臣は、新技術等実証計画の認定の申請があつた場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聴くものとする。

1. 基本方針に照らし適切なものであること。
2. 新技術等実証計画に係る新技術等実証（参加者等の同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
3. 新技術等実証計画の内容が産業競争力強化法及び同法に基づく命令その他関係法令（規制について規定する法律及び法律に基づく命令）に違反するものでないこと。

現行法に反しない「実証」と、その後の「事業化」や「規制改革」

実証計画の内容（人数、金額、場所、内容等）を工夫し、まずは、既存の規制の適用を受けることなく実証を実施。必要があれば、規制の特例措置を整備。
その実証結果を活かして、事業化、規制改革を推進。

例 1. 実証計画：法令に違反せず、事業を実施しうる方法を調整。
当該方法で、まずは利用者、取引先を限定し、実証として実施。
→ ①問題がなかったため、実証後、本格的に事業を展開。
→ ②事業化が可能なることを明確化（グレーゾーン解消制度）。
→ ③法律の改正案や特例措置の提出。

例 2. 実証計画：社員を対象に高速PLC組み込み家電の試作品による通信等への影響を実証。
→ 実証後、技術基準解釈通達が改正され、基準が明確化。製品化可能。

例 3. 実証計画：公道にあたらぬ大学構内で電動キックボードの走行を実証。
→ 実証後、走行区分やヘルメット着用の特例を設けた公道走行が可能に。
さらに一般的な制度の在り方を検討中。

例 4. 実証計画：人数や金額等を限定して、新たに規制法令の特例を整備した上で、P2P保険の実証を実施。
→ 実証の結果、特例を制度化できるか等を検討。

認定実績（旧生産性向上特別措置法に基づく実績）

- 2018年6月施行以降、FinTech、ヘルスケア、モビリティ、IoTなど多様な分野で、**21計画140者**が認定されている。また、**1件の新たな規制の特例措置**（保険業法施行令の特例）を整備。

FinTech

- ・ブロックチェーン、暗号資産
- ・犯罪収益移転防止法 × データ
- ・Insurtech（P2P保険）



ヘルスケア

- ・オンライン受診勧奨 × 診断キット
- ・治験、臨床研究 × ブロックチェーン
- ・救急医療 × 生体認証
- ・スポーツ × リアルタイム採血検査



モビリティ

- ・電動キックボードのシェアリング
- ・ハイブリッドバイクの公道実証
- ・車内空間のシェアリング



IoT

- ・IoT × 家電（PLC）
- ・IoT × リサイクル
- ・IoT × 不動産（IT重説）

G/D/H



高速PLC(電力線通信)でつながる家庭用機器に関する実証

【申請者】パナソニック（株）

【法令】電気用品安全法

【認定】2018年12月（経産省）

背景

- ✓ 既存の電力線を通信に利用する**高速PLCを搭載した家電**が実用化すれば、より簡単にネット接続できるようになり、**家電のIoT化**が進む。
- ✓ こうした通信環境が実現すると、**家電の動作データ等の収集・解析**を通じて、**購入後の機能のアップデートや最適化が可能**となる。
- ✓ しかし、**技術基準が明確でない**ことが、開発・投資の障壁となっている。

実証

- ✓ 高速PLC装置付の家電の**試作品を住宅等で使用し、通信・放送に影響を与えないか等のデータを収集**。

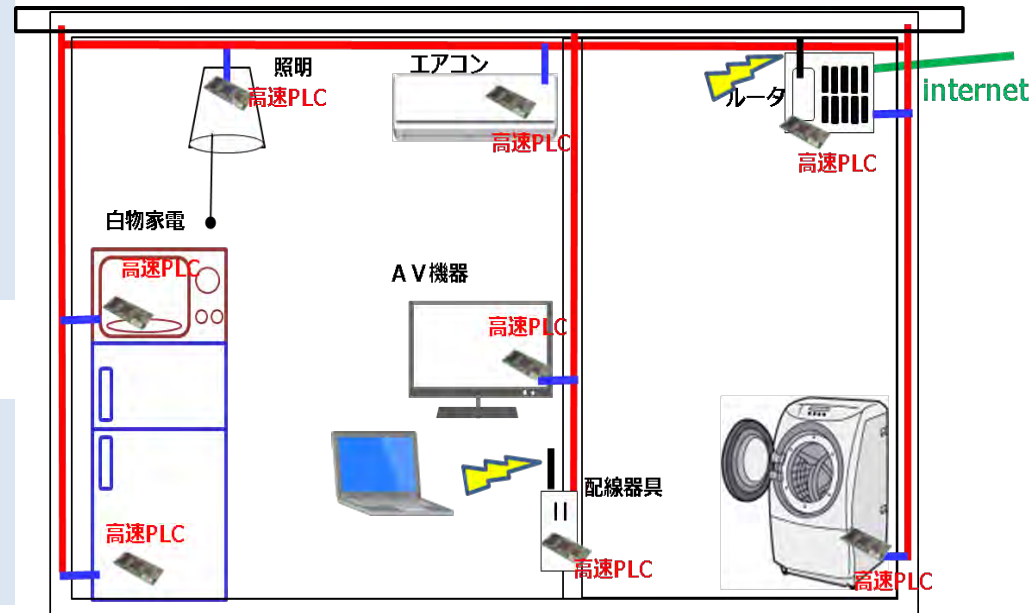
成果

- ✓ **実証で得られたデータを踏まえて**、2019年12月、**技術基準解釈（通達）が改正**され、満たすべき**要件が明確化**された。
- ✓ 今後、各人の個性に応じて機能が最適化される**コネクテッド家電の実現が期待**される。

Panasonic

～ Home X プロジェクトの推進 ～

【PLC家電の接続イメージ】



なりすましによる不正な口座開設の防止に関する実証

【申請者】(株)カウリス 【法令】個人情報保護法、電気事業法 【認定】2019年3月
関西電力(株) (個情委、経産省)

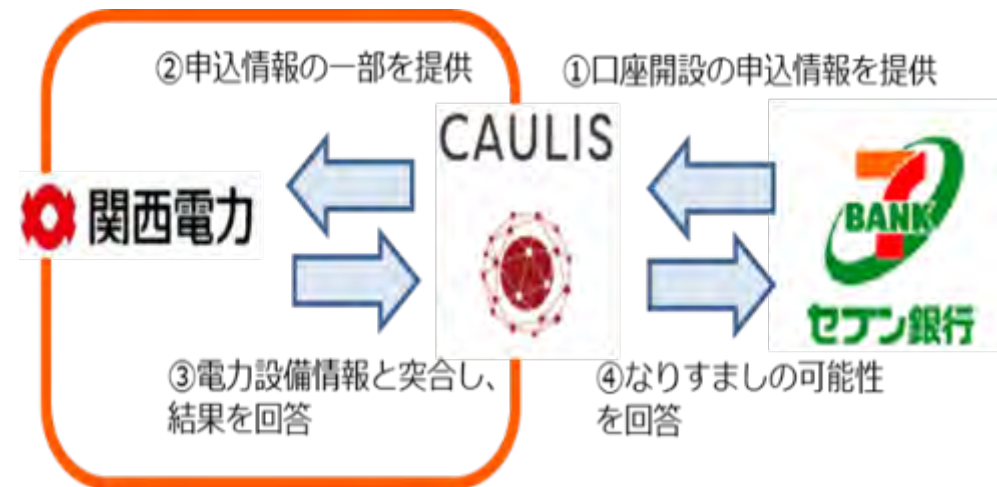
背景

- ✓ 虚偽情報を活用した「なりすまし」で開設される銀行口座、証券口座、クレジットカードの入会を用いた非対面取引の増加。



実証

- ✓ ネットでの口座開設の申請情報について、カウリスの不正検知サービスにおいて、関西電力の保有する電力設備情報の一部と照合、その結果を踏まえて、なりすましの可能性を金融機関に提供する仕組みを実証。
(金融機関の委託を受けたカウリスが犯収法の確認事務の一環として実施。)



成果

- ✓ 適法に事業化が可能なことを確認し、ビジネスとして拡大。3億円の増資も実現。
電力会社 → 関西電力以外の電力会社とも実証が進展。
利用企業 → 複数の企業と実証済。他の銀行、カード、資金移動行者とも調整中。
- ✓ 新規申込時だけでなく、既存の口座・カード(各数億件)の継続的な顧客管理としても有効。
- ✓ JFIA2020コラボレーション優秀賞を受賞。

P2P型わりかん保険に関する実証

【申請者】(株) just In Case*

【法令】保険業法

【認定】2019年7月 (金融庁)

背景

*2016年設立のスタートアップ企業、少額短期保険業者

- ✓ 本件の保険は、①加入時には保険料無し、②事故があった時に初めて事後的に加入者で分担して保険料を払い込み、③保険料には上限有り、という簡潔で透明性のある仕組み。
- ✓ 中国ではアリババ傘下の企業が事業化し、1年間で1億人が加入。
- ✓ こうした事後払い型のP2P (Peer to Peer) 保険の仕組みは、日本では前例がない。このため、保険業法上禁止される「過大な危険の引受け」に該当しないかを金融庁が判断、説明するためのデータがない。

実証

- ✓ 少額がん保険「わりかん保険」について、実際のユーザーが加入する1年間の実証を行い、安定的な運営に必要な人数の加入者が集まるか、保険金支払による赤字が拡大しないか、等のデータを収集。

成果

- ✓ 安定的な運営が可能であることを確認できたため、実証後も当該P2P保険の販売を継続。今後は、P2P型保険を適用できる保険種目を拡大させていくことを目指す。
- ✓ なお、認定後、新たに10億円の資金を調達。P2P保険に関心を持つ大手生保もパートナーとして実証に参画。

わりかん保険 justincase



ブロックチェーン上での同時決済(DVP) プラットフォームの構築に関する実証

【申請者】(株) CryptoGarage*

【法令】資金決済法

【認定】2019年1月(金融庁)

*2018年設立。デジタルガレージ、東京短資の合併会社。

背景

- ✓ 世界に先駆けて、従来の中央管理型システムに代わり、分散型台帳技術(ブロックチェーン)を用いて、暗号資産の売買の同時決済*を可能とする仕組みの実現を目指す。これにより、取引当事者間で、信用リスクなく、相対取引の決済ができるようになる。
- ✓ こうした決済の仕組みの提供が、現行の資金決済法の規制対象(暗号資産の売買の媒介、等)に該当しないかを金融庁が判断し、説明するためのデータがない。

*代金の支払いがされない限り、暗号資産の交付がなされない仕組み

実証

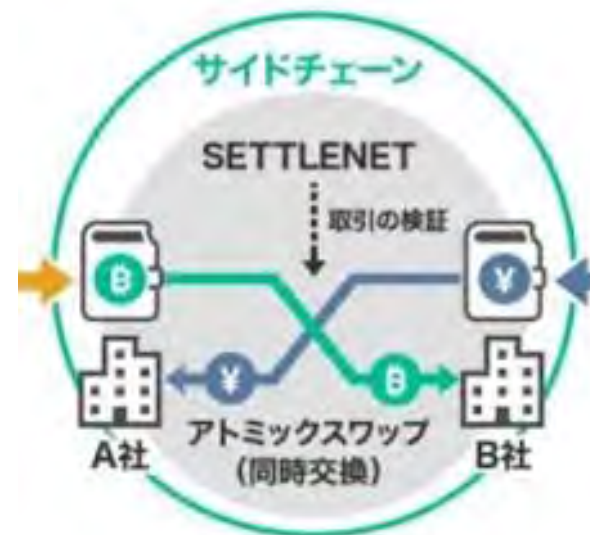
- ✓ 法定通貨と暗号資産をそれぞれトークン化し、プラットフォーム上で同時決済する実証を行う。
- ✓ 参加者を数社の暗号資産交換業者に限定し、1年を期限とした上で、同時決済の機能が実際に機能するか、等のデータを収集。

成果

- ✓ 実証で得られたデータを踏まえて、金融庁と意見交換を重ね、事業化。
- ✓ 将来は、他のデジタルアセットへの応用も期待される。



June 2019, Forbes



電子契約システムを活用した 定期建物賃貸借契約書面の作成に関する実証

【申請者】gooddaysホールディングス（株） 【法令】借地借家法

【認定】2020年8月
(法務省、経産省)

背景

G/D/H

- ✓ 期間の定めのある定期建物賃貸借契約は、書面により契約や事前説明をしなければならない。
- ✓ マンスリーマンションなど短期の定期借家契約では、特に大きな負担。

実証

- ✓ マンスリーマンションの契約において、電子契約システム上で手続きを行い、電子署名した契約データを印刷したものを「契約書面」として、定期借家契約を締結。

成果

- ✓ 実証後、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案に、契約書面の電子化、事前説明書類の電子交付を認める借地借家法の改正措置が盛り込まれた。

書面で契約

事業者

印刷・郵送

押印・郵送

3回の郵送

入居者

押印・郵送



実証の仕組み

事業者

電子契約システム
(電子署名)

印刷・郵送

1回の郵送

入居者



法改正後

事前説明から契約手続きまで、一貫したオンライン化が可能に（郵送不要）。

ブロックチェーンを用いた臨床データの モニタリングシステムに関する実証

【申請者】サスメド株式会社

【法令】薬機法（GCP省令）

【認定】2019年4月（厚労省）

背景

- ✓ 治験のモニタリングでは、**モニターが、実施医療機関を訪問し、「報告データ」と「原資料等」の照合を実施すべきとされ、多大な費用がかかっている。**

実証

- ✓ 国立がん研究センターと共同で実施する臨床研究において、**効率化につながるブロックチェーンを用いたモニタリングの仕組みを検証。**

成果

- ✓ **実証結果を踏まえ、原資料に含まれる原データと症例報告書（CRF）のデータを直接連携・同期させ、改ざん検知等の機能を備えたシステムを設計し、適切に運用する場合には、実地での照合による一致性の確認作業は不要、との見解が明確になった。**

SUSMED

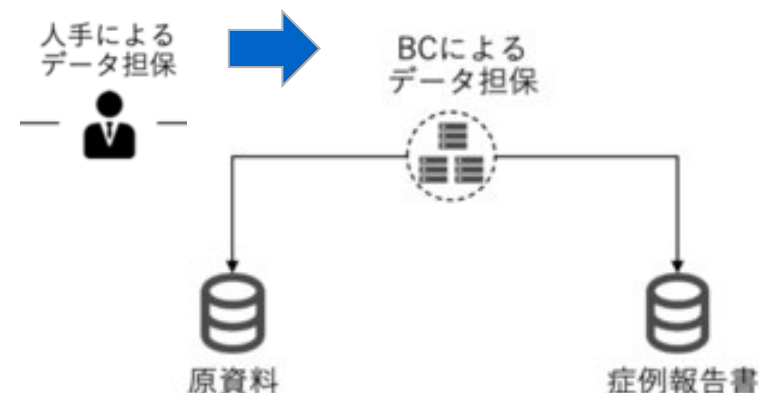
Sustainable Medicine

<実証計画スキームイメージ>



従来の方法

新たな方法



切替可能な電動モビリティに関する実証

【申請者】Glafit（株）、和歌山市長 【法令】道路交通法、道路運送車両法 【認定】2019年10月（警察庁、国土交通省）

背景

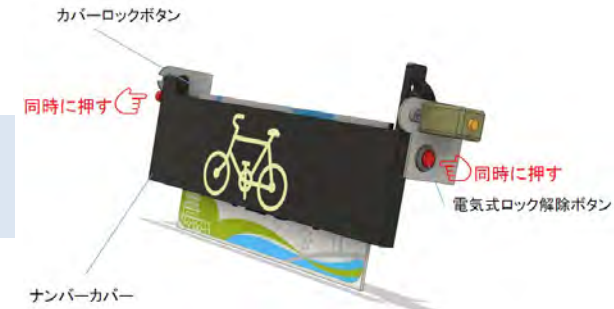
- ✓ 走行モードを切替えることができるペダル付き電動モビリティが、「人力のみで走行」する状態であっても、道路交通法「原動機付自転車」として取り扱われ、危険時でも、車道から、自転車レーン等に回避できない。

実証

- ✓ モーターを切断した車体で実際に走行。車道走行に危険を感じるとの声が多数あった一方、歩道走行に危険を感じるとの回答は少数。

成果

- ✓ 警察庁から、構造や外観に関する要件を満たす場合には、モード切替時は、道路交通法上「自転車」として取り扱う旨の解釈が示された。



原動機付自転車と自転車との切り替えを認めることとし、

以下の三要件を満たすものについては、道路交通法上、自転車として取り扱うこととする。

- ① 原動機を用いて運転することができない構造であること
- ② 地方税法に基づいて交付された原動機付自転車の標識を表示しておらず、法令に従って原動機付自転車として走行させることができない構造であることが明らかな外観となっていること
- ③ 乗車している者が、乗車しながら原動機を用いて運転することができる構造に変更することができないものであること

電動キックボードに関する実証

「原動機付自転車」（道路運送車両法、道路交通法）に該当。

- ①最高速度は時速30km以下
- ②車道を走行、歩道や自転車レーンは走行できない
- ③ヘルメットの着用義務
- ④運転免許（以上、道交法）
- ⑤保安基準適合義務（車両法）
- ⑥納税、ナンバープレートの掲示（地方税法等）

※これらに適合しない車両、利用は、法令に違反。

規制のサンドボックス制度の認定を受けて、シェアリング事業者が、大学構内（非公道）で実証を実施。



シェアリング事業者が、利用者に対する**事前の安全教育を実施した上で**、産競法に基づく特例*の適用を受けて公道実証を実施中。

①最高時速15km以下に制限

→ *特例 ②自転車レーンも走行可能 ③ヘルメット着用は任意（ただし、推奨）

非対面販売・ロボット活用に関する実証

【申請者】大正製薬（株）
【法令】医薬品医療機器等法
【認定】2021年4月（厚労省、経産省）

【申請者】NewInnovations
【法令】食品衛生法
【認定】2021年5月（厚労省、経産省）

✓ 販売機を用いて、非対面で、一般用医薬品（二類、三類）を販売する実証。

✓ カフェロボットを用いて、無人で、飲食店営業を行う実証。



資格者が予め設定した販売条件（年齢、個数、アレルギー、等）を、プログラムで確認



➡ 実証を通じて、規制について検討